

保護者のみなさまへ

松原市立松原第五中学校
校長 藏 樂 充 重台風・地震等発生時の登下校等の取扱いについて

台風や地震等の登下校について松原市教育委員会より通知がありましたのでお知らせさせていただきます。下記の事項を読んでいただき、ご家庭で十分にご指導くださいますようお願いいたします。

記

1. 午前7時の時点で大阪府内全域または南河内地区または松原市に「暴風警報」または「災害発生状況【警戒レベル3】」及び「特別警報」が発令されている場合は、「臨時休校」とします。

- ただし、午前8時30分までに警報等が解除された場合は、速やかに「登校」させてください。
- なお、午前8時30分をすぎて解除された場合は、そのまま「臨時休校」です。

※ こんな問い合わせがよくあります。

「大雨警報」や「大雨洪水警報」が出ていますが、休校でしょうか。

↓

「大雨警報」や「大雨洪水警報」だけでは休校になりません。

「暴風警報」や「特別警報」が出ている場合は休校になります。

2. 登校後に発令された場合は、生徒の安全を考慮し学校待機及び下校については、学校長が判断し、適切に対応いたします。
3. 松原市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、「臨時休校」になります。また、その日以降の登校も、近隣地域の安全が確保されてからとし、それまでは自宅待機となります。
4. 給食について
「暴風警報」「災害発生情報【警戒レベル3】」「特別警報」が午前7時現在において発令中の場合（解除時刻にかかわらず）学校給食は中止となります。中止の場合、給食費は徴収されません。

- ①午前7時前に警報等が解除された場合
……平常通りに授業があります。給食もあります。
- ②午前7時から午前8時30分までに警報等が解除された場合
……午前中だけの授業になります。給食はありません。
- ③午前8時30分をすぎて警報等が解除された場合
……休校になります。
- ④「震度5弱」以上の地震が発生した場合
……休校になります

※非常時には、教育委員会その他の関係機関との連絡のため、電話回線を確保したいと思います。学校への問い合わせの電話は、ご遠慮ください。

※台風接近の際は、テレビ等の報道に十分にご注意ください。

※休校などの情報は本校ホームページをご覧ください。緊急連絡メールでお知らせします。